

宮城県公報

行 政
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

ページ

(人事課) 一

(人事課) 二

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十八号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「衛生試験手数料条例」を「水質検査手数料条例」に、「第四条」を「第三条」に、「免除」を「減免」に改める。

第五条第七号ナ及びラ中「保育所」を「及び保育所」に改め、「及び保育所(市の区域に所在する市町村以外の者が設置するものを除く。)」を削り、同条に次の一号を加える。

十六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)の施行に関する次のこと。

イ 第十九条第一項の規定による報告の請求及び立入検査(幼保連携型認定こども園を設置する市町村の長に対するものに限る。)

ロ 第二十条の規定による改善の勧告及び命令(幼保連携型認定こども園を設置する市町村の長に対するものに限る。)

第六条第一項第一号タ中「設置等」を「備付等」に改め、同号レ中「第六条の規定に基づく政令の規定により読み替えて適用される場合を含む。」及び「又は承認」を削り、同号中キを削り、同項第七号ヘ中「第二十七条第一項」の下に「第三十二条第三項において準用する場合を含む。」を、「特別用途食品」の下に「及び食品として販売に供する物であつて健康増進効果等についての表示がされたもの」を加え、「又は販売施設」を「販売施設等」に改め、同号中トをりとし、への次に次のように加える。

ト 第三十二条第一項の規定による勧告

チ 第三十二条第二項の規定による措置命令

ホ 第三十二条並びに第四十五条第一項及び第二項の規定による健康診断の勧告及び当該職員による健康診断の実施の指示

第六条第一項第二十一号中ノをオとし、カからキまでをヨからノまでとし、ワの次に次のように加える。

カ 第二十三条(第二十六条において準用する場合を含む。)、第四十五条第三項及び第四十九条において準用する第十六条の第三項及び第六項の規定による書面の通知又は交付

第六条第一項第二十三号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同項中第三十九号を削り、第四十号を第三十九号とし、第四十一号を第四十号とし、第四十二号を削り、第四十三号を第四十一号とし、第四十四号から第四十八号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項第九号ハ中「第三項第二項」を「第三項第三項」に改め、同号ニ中「第三項第三項」を「第三項第四項」に改め、同号ホ中「第三項第四項」を「第三項第五項」に改め、同号ヘ中「第三項第五項」を「第三項第六項」に改める。

第十条第一項第六号ハ中「第六十四条第三項及び」を削り、「第六十五条第三項」の下に「及び第七十条の三第四項」を加え、「設立認可」を「認可」に改め、同号中タをラとし、ワからヨまでをツからナまでとし、ヲをレとし、レの次に次のように加える。

ソ 農業協同組合法施行規則(平成十七年農林水産省令第二十七号)第七十六条の二第一項第三号イ及び第二項第三号イの規定による理事及び経営管理委員の定数の四分の一を下回らない範囲内で定める数の承認

第十条第一項第六号ル中「第七十二条の十八の十」を「第七十二条の四十四」に改め、同号ルを同号ヨとし、同号ヨの次に次のように加える。

タ 第七十三条の十(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による組織変更の届出の受理

第十条第一項第六号ヌ中「第七十二条の十八第三項」を「第七十二条の三十五第三項」に改め、同

号ヌを同号カとし、同号リ中「第七十二条の十七第二項」を「第七十二条の三十四第二項」に改め、同号リを同号ワとし、同号チ中「第七十二条の十六第四項」を「第七十二条の三十二第四項」に改め、同号チを同号ラとし、同号ト中「第七十二条の十三第二項」を「第七十二条の二十九第二項」に改め、同号トを同号ルとし、同号ヘを同号リとし、同号リの次に次のように加える。

又 第七十条の三第三項の規定による新設分割の認可

第十条第一項第六号ホ中「第六十四条第四項」の下に「及び第五項」を加え、同号ホの次に次のように加える。

へ 第六十四条の二第二項（第七十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による事業を廃止していない旨の届出の受理

ト 第六十四条の二第二項（第七十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告をした旨の通知

チ 第六十四条の三第三項（第七十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による継続の届出の受理

第十条第一項第九号中「農業倉庫業法」を「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第四十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第六条による廃止前の農業倉庫業法」に改め、同号中イを削り、ロをイとし、ハからトまでをロからへまでとし、同項第十号中「第八条」を「第十条」に、「農業倉庫等」を「病院等」に改め、同項第四十二号中「、みやぎのかくれ里再発見事業費補助金、みやぎの水産物トップブランド形成事業費補助金」を削り、「、小山田川水系ダム管理補助金」を「及び小山田川水系ダム管理補助金」に改め、「、入札業務コンピューターシステムの構築支援事業費補助金（気仙沼地方振興事務所長に限る。）及び遠洋マグロ母港等水揚げ推進事業費補助金（気仙沼地方振興事務所長に限る。）」を削る。

第十八条第一項第十二号中「こと」の下に「雨水出水に係るものを除く。」を加え、同号イ中「特別警戒水位」を「洪水特別警戒水位」に改め、同号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、同号ロ中「第十三条の二」を「第十三条の四」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第十三条の三の規定による高潮特別警戒水位到達情報の通知

ホ 第八十二条第一項の規定による他人の土地の一時使用又は竹木の処分に係る損失補償に係る事務

第二十条第一号イからへまでの規定中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改め、同号ト中「第二十五条の七」を「第二十五条の十五」に改め、「一時制限」の下に「及び通知」を加え、同

号チ中「第二十五条の八第一項」を「第二十五条の十六第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第六条第二項第九号の改正規定及び第二十条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第五号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一各部長の専決事項の項第四号中「決定等」を「裁決等」に改め、同項中第三十一号を第三十二号とし、第十二号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十一号中へを削り、トをへとし、チからヌまでをトからリまでとし、同号を同項第十二号とし、同項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行に関する次のこと。

イ 審理員の指名（第九条）

ロ 宮城県行政不服審査会への諮問（第四十三条）

別表第一総務部長の人事課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

十四 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第三項及び同法第二十三条

の二第三項の規定による他の任命権者からの協議に対する回答

別表第一税務課長の専決事項の項第一号中トをリとし、ハからへまでをホからチまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 県民税配当割交付金の交付の決定（第七十一条の四十七）

ニ 株式等譲渡所得割交付金の交付の決定（第七十一条の六十七）

別表第一震災復興・企画部長の地域復興支援課に係る専決事項の項第六号に次のように加える。

ハ 地域再生推進法人の指定及びその公示（第十九条）

ニ 地域再生推進法人に対する報告の徴収並びに改善命令並びに指定の取消し及びその公示（第二十二号）

別表第一震災復興・企画部長の地域復興支援課に係る専決事項の項中第九号を第十一号とし、第八

号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）の施行に関する次のこと。

イ 復興推進計画の認定の申請（第四条）

ロ 認定復興推進計画の変更の認定の申請（第六条）

八 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第六条の規定による内閣総理大臣からの区域方針及びその変更に係る意見聴取に対する回答

別表第一 環境生活部長の環境対策課に係る専決事項の項第十六号中「平成二十三年法律第二百二十二号」を削り、同表環境生活部長の食と暮らしの安全推進課に係る専決事項の項第三号中「第六条」を「第七条」に改め、同表食と暮らしの安全推進課長の専決事項の項第三号イ中「第四条」を「第七条」に改め、同号ロ中「第九条」を「第二十九条」に改め、同表環境生活部長の消費生活・文化課に係る専決事項の項第四号中「第六条」を「第七条」に改め、同表消費生活・文化課長の専決事項の項第四号イ中「第四条」を「第七条」に改め、同号ロ中「第九条」を「第二十九条」に改め、同表震災援護室長の専決事項の項中「第二十三条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる」を「第四条の規定による」に改め、同表保健福祉部長の健康推進課に係る専決事項の項第三号を次のように改める。

三 食品表示法第七条の規定による指示及び措置命令に係る公表

別表第一 健康推進課長の専決事項の項中第四号を次のように改める。

四 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）

第六条第三項及び第七条第三項の規定による消費者庁長官への報告

別表第一 保健福祉部長の疾病・感染症対策室に係る専決事項の項第二号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 指定提出機関の指定及びその取消し（第十四条の二）

別表第一 保健福祉部長の疾病・感染症対策室に係る専決事項の項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）の施行に関する次のこと。

イ 届出対象情報の届出を行う診療所の指定の取消し（第六条）

ロ 届出の勧告等（第七条）

ハ 審議会の意見聴取（第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条）

ニ がん情報の提供を受けた者に対する勧告及び命令（第三十八条）

別表第一 疾病・感染症対策室長の専決事項の項中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 がん登録等の推進に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 届出対象情報の受理及び届出対象情報の届出を行う診療所の指定（第六条）

ロ 届出対象情報の審査等及び都道府県整理情報の厚生労働大臣への提出（第八条）

ハ 厚生労働大臣から通知を受けた事項に関する調査及び厚生労働大臣への報告（第十条、第十三条）

ニ 関係者に対する協力の要請（第十六条）

ホ 県の委託を受けた者等に準ずる者の指定（第十八条）

ヘ がん情報の利用及び提供（第十八条、第十九条、第二十条）

ト がんデータベースの整備等並びにがん情報の匿名化及び消去（第二十二条）

チ がん情報の提供を受けた者からの報告の匿名化及び消去（第三十六条）

リ がん情報の提供を受けた者への助言（第三十七条）

別表第一 保健福祉部長の子育て支援課に係る専決事項の項第一号中「ヌ」を「ル」に、「ヲ」に掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所」を「ワ」に掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所」に、「ワ」に掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設」を「カ」に掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設」を「ヨ」に掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設」に改め、同号中レをツとし、タをレとし、レの次に次のように加える。

ソ 指定養成施設の変更の承認及び指定の取消し（児童福祉法施行令第五条）

別表第一 保健福祉部長の子育て支援課に係る専決事項の項第一号中ヨをタとし、ロからカまでをハからヨまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 指定保育士養成施設の指定（第十八条の六）

別表第一 子育て支援課長の専決事項の項第一号中「ワ」に掲げるものについては、助産施設」を「カ」に掲げるものについては、助産施設」に、「カ」に掲げるものについては、母子生活支援施設」を「ヨ」に掲げるものについては、母子生活支援施設」に改め、同号中レをソとし、ロからタまでをハからレまでとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 指定保育養成施設の長の報告の徴収及び検査（第十八条の七）

別表第一 業務課長の専決事項の項第一号中トをチとし、ロからハまでをハからトまでとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 麻薬小売業者間の麻薬の譲渡の許可（第二十四条）

別表第一 業務課長の専決事項の項第十二号中「緊急用医薬剤」を「緊急用医薬品等」に改め、同表

経済商工観光部長の新産業振興課に係る専決事項の項及び新産業振興課長の専決事項の項を削り、同表経済商工観光部長の産業立地推進課に係る専決事項の項及び産業立地推進課長の専決事項の項を次のように改める。

経済商工観光部長

産業立地推進課

- 一 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の施行に関する次のこと。
 - イ 採石業者の登録の拒否（第三十二条の四）
 - ロ 採石業者の登録の取消し（第三十二条の十）
 - ハ 採取計画の変更命令（第三十三条の九）
 - ニ 採取計画の認可の取消し及び岩石採取の停止命令（第三十三条の十二）
 - ホ 岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令（第三十三条の十七）
 - 二 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）の施行に関する次のこと。
 - イ 砂利採取業者の登録の拒否（第六条）
 - ロ 砂利採取業者の登録の取消し及び事業の停止命令（第十二条）
 - 三 計量法（平成四年法律第五十一号）の施行に関する次のこと。
 - イ 勧告に従わない者の公表（第十条、第十五条、第五十二条）
 - ロ 勧告に従わない者に対する措置命令（第十五条、第五十二条）
 - ハ 指定定期検査機関の指定の取消し及び業務の停止命令（第三十八条）
 - ニ 指定製造業者の指定の取消し（第六十七条）
 - ホ 計量証明事業者の登録の取消し及び事業の停止命令（第百十三条）
 - ヘ 指定計量証明検査機関の指定の取消し及び業務の停止命令（第百二十一条）
 - ト 適正計量管理事業所の指定の取消し（第百三十二条）
 - チ 特定市町村以外の市町村の長に対する知事の権限の委任（第百六十九条）

産業立地推進課長

- 一 採石法の施行に関する次のこと。
 - イ 採石業者の登録（第三十二条）
 - ロ 採石業者の登録の消除（第三十二条の十一）
 - ハ 採取計画の認可及び変更の認可（第三十三条、第三十三条の五）
 - ニ 砂利採取法の施行に関する次のこと。
 - イ 砂利採取業者の登録（第五条）
 - ロ 砂利採取業者の登録の消除（第十三条）
 - 三 農村地域工業等導入資金に係る利子補給等の承認及びその変更の承認
 - 四 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に関する次のこと。
 - イ 企業立地計画の承認（第十四条）
 - ロ 企業立地計画の変更の承認及び承認の取消し（第十五条）
 - ハ 承認企業立地事業者に対する報告の徴収（第二十三条）
 - 五 地域再生法第十七条の二の規定による地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定及びその変更の認定並びに取消し

別表第一経済商工観光部長の商工経営支援課に係る専決事項の項中「商工経営支援課」を「商工金融課」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同表商工経営支援課長の専決事項の項中「商工経営支援課長」を「商工金融課長」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、第十三号及び第十四号を削り、同表経済商工観光部長の商工金融課に係る専決事項の項及び商工金融課長の専決事項の項の次に次のように加える。

中小企業支援室

- 一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の施行に関する次のこと。
 - イ 事業環境整備構想の策定、変更及び廃止（第二十八条）
 - ロ 中核的支援機関の認定（第二十九条）
 - ハ 認定中核的支援機関の事業の改善命令及び認定の取消し（第三十条）
 - ニ 地方自治法施行規則第十二条の三第四項の規定による新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定の取消し（第四十七号）の施行に関する次のこと。
 - イ 中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）の施行に関する次のこと。
 - ロ 特定支援事業を行う法人の指定（第七條）
 - ハ 特定支援事業を行う法人の指定の取消し（第八條）

中小企業支援室長

- 一 中小企業の経営の診断及び経営に関する助言
 - 二 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の施行に関する次のこと。
 - イ 経営革新計画の承認（第九条）
 - ロ 経営革新計画の変更承認及び承認の取消し（第十条）
 - ハ 特定新規中小企業者の確認（中小企業者の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号。以下この号において「省令」という。）第四條）
 - ニ 特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認（省令第五条）
 - 三 地方自治法施行令の施行に関する次のこと。
 - イ 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定（第百六十七條の二）
 - ロ 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定の変更の確認（地方自治法施行規則第十二條の三）
 - 四 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の施行に関する次のこと（みやぎ北部地域ものづくり産業集積形成基本計画及びみやぎ南部地域ものづくり産業集積形成基本計画に関するものに限る。）
 - イ 事業高度化計画の承認（第十六條）
 - ロ 事業高度化計画の変更の承認及び承認の取消し（第十七條）
 - ハ 承認事業高度化事業者に対する報告の徴収（第二十三條）

五 中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十八年宮城県規則第七十号）の施行に関する次のこと。

イ 貸付けの決定（第十一条）

ロ 貸付けの決定の取消し又は決定の内容の変更（第十二条）

ハ 期限前償還の請求（第十六条）

ニ 違約金の免除（第十七条）

ホ 承認事項の承認（第十九条）

ヘ 報告の徴収及び検査等（第二十二条）

六 小規模企業者等設備導入資金貸付規則を廃止する規則（平成二十七年宮城県規則第九号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同規則による廃止前の小規模企業者等設備導入資金貸付規則（昭和四十八年宮城県規則第七十一号。以下この号において「旧規則」という。）の施行に関する次のこと。

イ 償還期間の短縮（旧規則第六条）

ロ 償還期間の延長（旧規則第六条の二）

ハ 期限前償還の請求（旧規則第十五条）

ニ 償還の免除（旧規則第十六条）

ホ 違約金の免除（旧規則第十七条）

ヘ 承認事項の承認（旧規則第十九条）

ト 報告の徴収及び検査等（旧規則第二十二條）

別表第一 農林水産部長の農林水産経営支援課に係る専決事項の項第一号中ヌを削り、リをヌとし、ニからチまでをホからリまでとし、同号ハ中「解散及び合併」を「解散、合併及び新設分割」に改め、「第六十五条」の下に、「第七十条の三」を加え、同号中ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 業務改善命令及び共済契約の締結の代理又は媒介の停止命令（第十一条の二十五）

別表第一 農林水産経営支援課長の専決事項の項第八号イ中「国債等の募集の取扱いの事業等の許可及び」を削り、同号ロ中「共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程及び農業経営規程」を「及び共済規程」に、「第十一条の七、第十一条の二十三、第十一条の二十九、第十一条の三十二」を「第十一条の十七」に改め、同号ハ中「第十一条の四」を「第十一条の八」に改め、同号中へをりとし、ホをチとし、ニをへとし、への次に次のように加える。

ト 休眠組合に係る公告及び公告した旨の通知（第六十四条の二、第七十三条）

別表第一 農林水産経営支援課長の専決事項の項第八号中ハの次に次のように加える。

ニ 立入検査等（第十一条の二十五）

ホ 信託規程、宅地等供給事業実施規程及び農業経営規程の承認並びにこれらの変更の承認（第十一条の四十二、第十一条の四十八、第十一条の五十二）

別表第一 農林水産経営支援課長の専決事項の項第八号に次のように加える。

ヌ 理事及び経営管理委員の定数の四分の一を下回らない範囲内の数で定める承認（農業協同組合施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第七十六条の二）

別表第一 農林水産部長の農業振興課に係る専決事項の項第一号を次のように改める。

一 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の施行に関する次のこと。

イ 農業委員会ネットワーク機構（以下「都道府県機構」という。）の指定及び変更の届出の受理並びに公告（第四十二条）

ロ 都道府県機構の業務規程の認可及びその変更の認可並びにその変更の命令（第四十四条）

ハ 都道府県機構の事業計画書及び収支予算書の認可及びその変更の認可（第四十五条）

ニ 都道府県機構の業務の休止の許可及びその許可の公告（第四十六条）

別表第一 農業振興課長の専決事項の項第一号中「第四条及び第五条の規定による農地の転用並びに農地及び採草牧草地の転用のための権利移動の許可に係る農業会議への諮問」を「第四条第九項（同法第五条第五項において準用する場合を含む。）の規定による農業委員会の意見聴取」に改め、同項第二号中「農業会議」を「都道府県機構」に改め、同表農林水産部長の農産園芸環境課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

十二 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）の施行に関する次のこと。

イ 不正受検に対する処置（第十六条）

ロ 適合命令（第二十二条）

ハ 改善命令（第二十三条）

ニ 登録の取消し及び業務停止命令並びにこれらの公示（第二十四条）

ホ 聴聞の実施の決定（第三十二条）

別表第一 農産園芸環境課長の専決事項の項に次の一号を加える。

十一 農産物検査法の施行に関する次のこと。

イ 登録検査機関の登録並びに登録事項の変更及び業務の休廃止に係る届出の受理並びにこれらの公示（第十七条）

ロ 登録の更新及びその公示並びに登録が効力を失ったときの公示（第十八条）

ハ 変更登録及びその公示（第十九条）

ニ 農産物検査の結果の報告の受理（第二十条）

ホ 業務規程の届出の受理及び変更命令（第二十一条）

ヘ 報告の徴収及び立入調査（第三十条、第三十一条）

ト 申出の受理及び調査（第三十三条）

別表第一 農林水産部長の農村整備課に係る専決事項の項第四号イ中「変更の」の下に「協議に対する回答並びに基盤整備計画及びその変更のうち農林地所有権移転等促進事業に係るもの」を加え、同表河川課長の専決事項の項第五号中「こと」の下に「（雨水出水に係るものを除く）」を加え、同号ロ中「についての同意」を「及び水防計画に記載される下水道管理者の協力が必要な事項についての協議」に改め、同号中ヌをヲとし、へからりまでをチからルまでとし、同号ホ中「浸水想定区域」を「洪水浸水想定区域」に改め、同号ホを同号へとし、同号への次に次のように加える。

ト 高潮浸水想定区域の指定（第十四条の三）

別表第一 河川課長の専決事項の項第五号ニ中「特別警戒水位を」を「洪水特別警戒水位を」に、「特別警戒水位到達情報の」を「洪水特別警戒水位到達情報の通知及び」に改め、同号ニの次に次のように加える。

ホ 高潮特別警戒水位を定める海岸の指定及び高潮特別警戒水位到達情報の通知及び周知（第十三条の三）

別表第一 土木部長の都市計画課に係る専決事項の項第一号イ中「第十三条」の下に「、第五十二条の二、第五十一条の十三」を加え、同号ハ中「施行規程」を「規程、施行規程」に改め、「第三十九条」の下に「、第五十一条の八」を加え、同号中トを削り、チをトとし、同号リ中「第二百二十五条」の下に「、第二百二十五条の二」を加え、同号リを同号チとし、同項第二号イ中「第五条」の下に「、第五条の二」を加え、同号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、同号ホ中「同意並びに意見聴取に対する回答」を「協議に対する回答又は同意」に改め、同号中ホを同号ニとし、へからりまでをホからルまでとし、同項第三号中イ及びロを削り、同号ハ中「並びに規程若しくは規約又は事業計画の変更」を「及び終了」に、「第七条の十六」を「第七条の二十」に改め、同号ハを同号イとし、同号中ニ及びホを削り、同号へ中「並びに定款及び事業計画の変更」を「及び解散」に、「第三十八条」を「第四十五条」に改め、同号へを同号ロとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 規程及び事業計画の縦覧に伴う意見書の処理（第十六条、第三十八条、第五十条の六、第五十条の九）

別表第一 土木部長の都市計画課に係る専決事項の項第三号ト中「組合」の下に「及び再開発会社」を、「第四十一条」の下に「、第五十一条の十二」を加え、同号トを同号ニとし、同号チを削り、同

号ニの次に次のように加える。

ホ 再開発会社の市街地再開発事業の施行及び終了の認可（第五十条の二、第五十条の十五）

別表第一 土木部長の都市計画課に係る専決事項の項第三号リ中「及びその変更」及び「、第五十六条」を削り、同号リを同号へとし、同号ヌ中「及びその変更」を削り、同号中ヌをトとし、ルをチとし、同号ヲ中「及び組合」を「組合及び再開発会社」に改め、「並びに事業代行終了の公告等」及び「、第一百七十七条」を削り、同号ヲを同号リとし、同号ワ中「及びその変更」を削り、同号ワを同号ヌとし、同号カ中「第二百二十五条」の下に「、第二百二十五条の二」を加え、同号カを同号ルとし、同号ヨを削り、同項第六号イを削り、同号ロ中「指定の」を「指定に係る協議に対する回答又は」に改め、同号中ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、同号に次のように加える。

ニ 市町村による景観行政事務の処理に係る協議に対する回答（第九十八条）

別表第一 都市計画課長の専決事項の項第一号中ハをホとし、ロをハとし、ハの次に次のように加える。
ニ 区画整理会社の合併又は事業の譲渡等の認可（第五十一条の十一）

別表第一 都市計画課長の専決事項の項第一号イ中「規約、事業計画、事業基本方針、定款」を「規程、規約、定款、事業計画、事業基本方針」に改め、「、第十一条」を削り、「第三十九条」の下に「、第五十一条の十」を加え、同号イの次に次のように加える。

ロ 施行者に変動があつた場合の規約の認可（第十一条）

別表第一 都市計画課長の専決事項の項第二号イ中「都市計画区域」を「都市計画区域等」に改め、「第五条」の下に「、第五条の二」を加え、同号ロ中「及び市町村が行う都市計画に関する基礎調査の調査結果の報告要求」を削り、同号ニ中「第十五条」を「第十四条」に改め、「第十八条」を削り、同号中へを削り、トをへとし、同項第三号中ニをチとし、ハをトとし、ロをへとし、同号イ中「個人施行者」の下に「及び再開発会社」を、「第七条の十九」の下に「、第五十条の十四」を、「第四条の二」の下に「、第二十二條の三」を加え、同号中イをロとし、ロの次に次のように加える。

ハ 施行者に変動があつた場合の規約の認可（第七条の十七）

ニ 組合の決算報告書の承認（第四十九条）

ホ 再開発会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受の認可（第五十条の十二）

別表第一 都市計画課長の専決事項の項第三号にイとして次のように加える。
イ 規程、規約、事業計画、定款、事業基本方針、権利変換計画及び管理処分計画の変更の認可（第七条の十六、第三十八条、第五十条の九、第五十六条、第七十二条、第一百八条の六）
別表第一 都市計画課長の専決事項の項第三号に次のように加える。
リ 管理規約の認可（第三十三条）

別表第一 土木部長の下水道課に係る専決事項の項第一号ハ中「第二十五条の三」を「第二十五条の

十一」に改め、同号二中「第二十五条の六」を「第二十五条の十四」に改め、同号ホ中「要請」を「要請等」に、「第二十五条の八」を「第二十五条の十六」に改め、同表下水道課長の専決事項の項二中「第十七条の八」を「第十七条の十」に改め、同表土木部長の建築宅地課に係る専決事項の項第一号ホ中「第七十七条の三十五条の七」を「第七十七条の三十五の七」に改め、同項に次の一号を加える。

十一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行に関する次のこと。

イ 認定建築主に対する改善命令（第三十三条）

ロ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し（第三十四条）

ハ 基準適合認定建築物に係る認定の取消し（第三十七条）

別表第一建築宅地課長の専決事項の項に次の一号を加える。

十四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（第二十九条）

ロ 建築物エネルギー消費性能向上計画の建築主事への通知（第三十条）

ハ 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（第三十一条）

ニ 認定建築主に対する報告の徴収（第三十二条）

ホ 基準適合認定建築物に係る報告の徴収及び立入検査（第三十八条）

別表第四農業振興部長の専決事項の項第一号ハ中「第六十四条、第六十五条」を「第六十五条、第七十条の三」に改め、同号中ヨをネとし、ヲからカまでをレからツまでとし、ルをヨとし、ヨの次に次のように加える。

タ 理事及び経営管理委員の定数の四分の一を下回らない範囲内で定める数の承認（農業協同組合）

合法施行規則第七十六条の二）

別表第四農業振興部長の専決事項の項第一号ヌ中「第七十二条の十八の十」を「第七十二条の四十四」に改め、同号中ヌをワとし、ワの次に次のように加える。

カ 組織変更の届出の受理（第七十三条の十、第八十条）

別表第四農業振興部長の専決事項の項第一号リ中「第七十二条の十八」を「第七十二条の三十五」に改め、同号リを同号ヲとし、同号チ中「第七十二条の十七」を「第七十二条の三十四」に改め、同号チを同号ルとし、同号ト中「第七十二条の十六」を「第七十二条の三十二」に改め、同号トを同号ヌとし、同号ヘ中「第七十二条の十三」を「第七十二条の二十九」に改め、同号中ヘをリとし、ホをトとし、トの次に次のように加える。

チ 新設分割の認可（第七十条の三）

別表第四農業振興部長の専決事項の項第一号ニの次に次のように加える。

ホ 事業を廃止していない旨の届出の受理及び公告した旨の通知（第六十四条の二、第七十三条）

ハ 継続の届出の受理（第六十四条の三、第七十三条）

別表第四農業振興部長の専決事項の項第四号中「農業倉庫業法」を「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第四十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第六条による廃止前の農業倉庫業法」に改め、同号中イを削り、ロをイとし、ハからホまでをロからニまでとし、同項第五号中「第八条」を「第十条」に、「農業倉庫等」を「病院等」に改める。

別表第六保健福祉事務所の地域事務所長の専決事項の項第二号中「難病患者等居宅生活支援事業費補助金」を「小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費補助金」に改め、同表保健福祉事務所の地域保健福祉部長の専決事項の項第二号中「こと」の下に「支所の事業担当区域に係るものを除く。」を加え、同項第五号中「及び保育所（市の区域に所在する市町村以外の者が設置する保育所を除く。）」を削り、同項第十三号中「こと」の下に「支所の事業担当区域に係るものを除く。」を加え、同項に次の一号を加える。

十四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十九条第一項の規定による報告の請求等

別表第六に次のように加える。

- 一 仙台保健福祉事務所岩沼支所長
- 一 保健福祉事務所の地域保健福祉部長の専決事項の項第二号及び第十三号に掲げる事項
- 二 生活保護法第二十九条の規定による資料の提供等

別表第七保健所の地域保健福祉部長の専決事項の項第一号ヘ中「特別用途食品」の下に「及び食品として販売に供するものであつて健康保持増進効果等についての表示がされたもの」を加え、「又は販売施設」を「販売施設等」に改め、「第二十七条」の下に「第三十二条」を加え、同号中トをチとし、ヘの次に次のように加える。

ト 誇大表示をした者に対する勧告及び措置命令（第三十一条）

別表第七保健所の地域保健福祉部長の専決事項の項第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号を次のように改める。

七 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する次のこと（支所の事業担当区域に係るものを除く。）

イ 特定医療費の支給（第五条）

ロ 支給認定の申請の受理（第六条）

ハ 支給認定の変更（第十条）

ニ 申請内容の変更の届出の受理（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（以下この号において「省令」という。）第十三条）

ホ 医療受給者証の再交付の受理（省令第二十七条）

別表第七保健所の地域保健福祉部長の専決事項の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号イを次のように改める。

イ 小児慢性特定疾病医療費の支給（第十九条の二）

別表第七保健所の地域保健福祉部長の専決事項の項第四号中ロをとし、イの次に次のように加える。

ロ 小児慢性特定疾病医療費の支給の申請の受理（第十九条の三）

ハ 支給認定の変更（第十九条の五）

別表第七保健所の地域保健福祉部長の専決事項の項第四号に次のように加える。

ホ 申請内容の変更の届出の受理（児童福祉法施行規則（以下この号において「省令」という。）第七条の九）

第七條の九）

ヘ 医療受給者証の再交付の申請の受理（省令第七条の二十三）

別表第七保健所の地域保健福祉部長の専決事項の項第四号中「イにあつては、」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次の一号を加える。

二 食品表示法の施行に関する次のこと（栄養及び健康に係るものに限る。）。

イ 食品関連事業者に対する指示及び命令（第六条）

ロ 食品関連事業者等からの報告の徴収、帳簿等の提出要求、立入検査、質問及び収去（第八条）

ハ 申出の受理及び調査（第十二条）

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第二号中「こと」の下に「栄養及び健康に係るものを除く。」を加え、同項中第三十五号を削り、第三十六号を第三十五号とし、第三十七号から第四十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表栗原保健所及び登米保健所の環境衛生部長の専決事項の項中「第三十五号」を「第三十四号」に改め、同表塩釜保健所の支所長の専決事項の項第一号中「第二号」の下に「、第三号」を加え、「第三号、第四号（ロに掲げる事項を除く。）」を「第四号、第五号」に、「第七号から第十三号」を「第八号から第十四号」に改め、同項第二号中「第一号から第十三号まで、第二十号から第三十五号まで及び第四十三号」を削り、「及び第四十三号」を「、第十四号から第十九号まで及び第三十五号から第四十二号まで」に改める。

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項第十号中「こと」の下に「（雨水出水に係るものを除く。）」を加え、同号イ中「特別警戒水位」を「洪水特別警戒水位」に改め、同号ロ中「第十三条の二」を「第十三条の四」に改め、同項中第十一号から第十四号までを削り、第十五号を第十一号とし、第十六号を第十二号とし、第十七号及び第十八号を削り、第十九号を第十三号とし、第二十号から第三十一号までを六号ずつ繰り上げ、第三十二号から第三十四号までを削り、第三十五号を第二十六号とし、第三十六号から第四十号までを九号ずつ繰り上げ、第四十一号から第四十七号までを削り、第四十八号を第三十二号とし、第四十九号を第三十三号とし、第五十号に次のように加える。

二 他人の土地の一時使用又は竹木の処分に係る損失補償に係る事務（第八十二条）

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項中第五十号を第三十四号とする。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一各部長の専決事項の項第十一号、同表税務課長の専決事項の項第一号、同表震災援護室長の専決事項の項、同表保健福祉部長の疾病・感染症対策室に係る専決事項の項、同表疾病・感染症対策室長の専決事項の項、同表保健福祉部長の子育て支援課に係る専決事項の項、同表子育て支援課長の専決事項の項、同表農林水産経営支援課長の専決事項の項、同表河川課長の専決事項の項、同表土木部長の都市計画課に係る専決事項の項、同表都市計画課長の専決事項の項、同表土木部長の下水道課に係る専決事項の項、同表下水道課長の専決事項の項の改正規定は、平成二十八年三月三十一日から施行する。